

## 地域求職者等を雇い入れた場合の助成金

## 5. 地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）

雇用機会が特に不足している地域等において、300万円以上の事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、当該地域に居住する求職者等を3人（創業については2人）以上雇い入れた場合、一定額を助成します。

## 助成内容

同意雇用開発促進地域（※1）又は過疎等雇用改善地域（※2）において、地域求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れ、かつ、それに伴い事業所の設置・整備を行った事業主に対して、雇い入れた労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、下表に掲げる額を1年ごとに3回支給します。

- ※1 同意雇用開発促進地域は、都道府県策定（国の同意済み）の地域雇用開発計画に定められた地域です。  
 ※2 過疎等雇用改善地域は、若年層・壮年層の流出の著しい地域及び離島地域であって厚生労働大臣が指定する地域です。

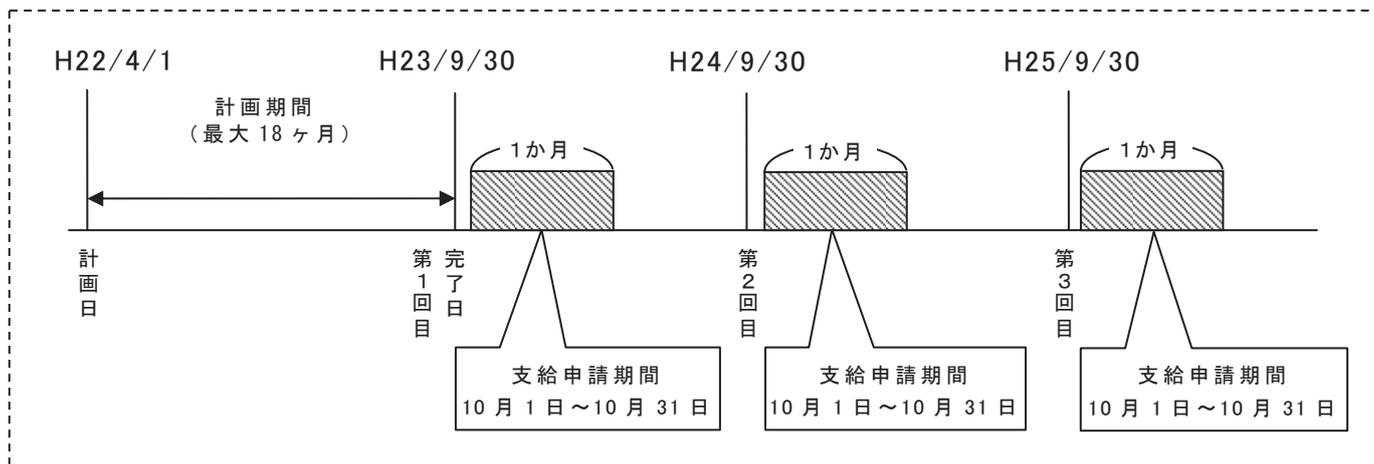
設置・整備に 要した費用	対象労働者の数			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

（ ）内は創業の場合

また、雇い入れた対象労働者が、事業主都合による解雇等により、前職を離職していた場合、第2回目以降の支給時期に在職しているものの数（最大5人まで。補充者は含まれません。）に応じ、1人につき50万円の追加助成を行います。

## 支給手続き

- 300万円以上の事業所の設置・整備に伴う雇入れを予定している事業主はその旨の計画書を管轄都道府県労働局長に提出してください。
- 事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了したときは、その旨を届けるとともに、必要な書類を添えて申請資格の確認及び第1回目の支給申請を行ってください。
- 完了日の1年後を第2回目の「支給時期」、完了日の2年後を第3回目の「支給時期」とし、その翌日から起算して1ヶ月以内に必要な書類を添えて支給申請を行う必要があります。



## 利用にあたっての注意点

- 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数が、完了日における当該事業所の継続して雇用する労働者の数未満となったとき、当該奨励金は支給されません。
- 対象者が過去3年間に当該事業主の事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていたことがある場合は、支給対象となりません。
- 完了日後において、当該事業所で対象労働者を雇用しなくなったとき（当該雇用しなくなったとき以降速やかに、新たに継続して雇用する労働者を雇い入れたときは除きます。ただし、解雇等事業主都合で離職させた事業主は、対象労働者の補充は行えません。）、当該奨励金は支給されません。
- 計画日から完了日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主、あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、支給されません。

## 沖縄県に居住する若年求職者を雇用した場合の助成金

### 5. 地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進奨励金）

沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

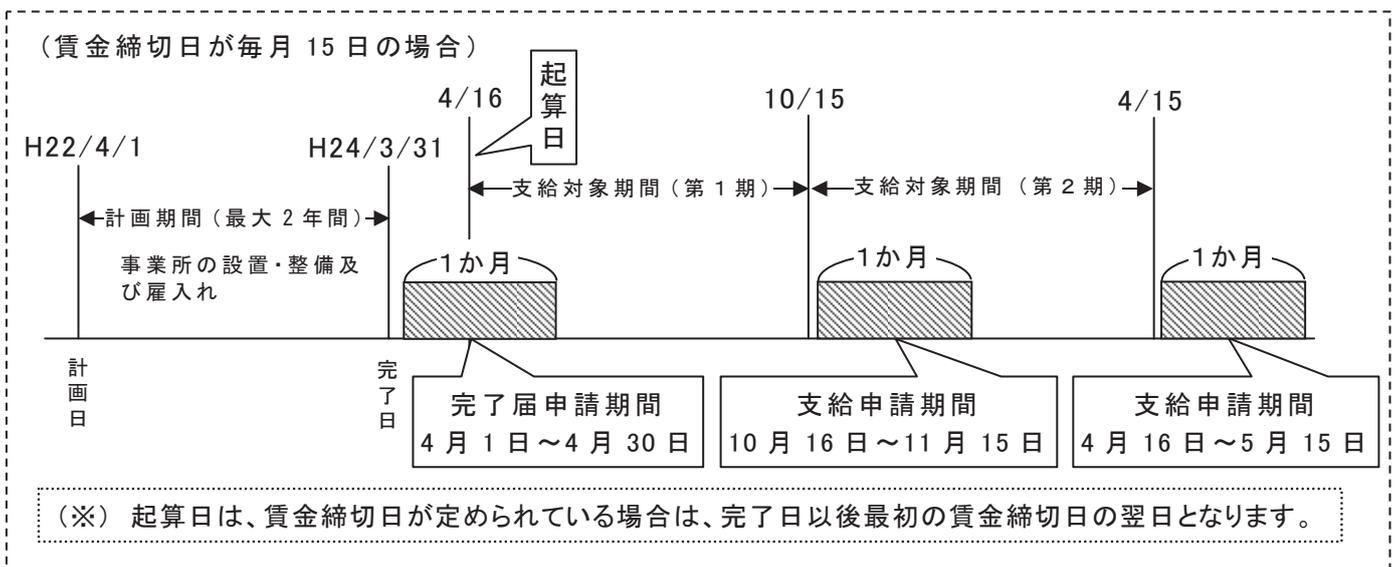
#### 助成内容

計画日から完了日までの間に雇い入れた若年求職者に対し、完了日以後に支払った賃金に相当する額の  $\frac{1}{4}$ （中小企業については  $\frac{1}{3}$ ）を1年間（対象労働者等の定着状況が特に優良な場合は2年間）助成します。

助成額は、対象者一人につき、年間 120万円を限度とします。

#### 受給手続き

- 300万円以上の事業所の設置・整備に伴う雇入れを予定している事業主は沖縄若年者等の雇用に関する計画書を沖縄労働局長に提出してください。
- 事業所の設置・整備に伴う雇入れが完了したときは、完了届を沖縄労働局長に提出してください。
- 支給を受けるには、支給対象期間（6か月）ごとに、支給対象期間後1か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を提出してください。



## 利用にあたっての注意点

- 計画日から完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主都合で離職させた事業主、あるいは全労働者の6%（その数が3人以下の時は3人）を超える割合で特定受給資格者である離職者を発生させた事業主に対しては、支給されません。
- 対象者が過去3年間に当該事業主の事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていたことがある場合は、支給対象となりません。